

令和元年（行ウ）第266号 種子法廃止違憲確認等請求事件

原告 相澤肇ほか

被告 国

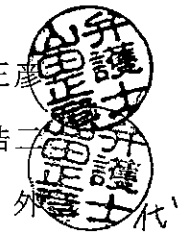
上申書

2021（令和3）年6月28日

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

原告ら代理人弁護士 山田正彦

同 弁護士 岩月浩二



第1 原告らの今後の主張について

1 原告らは本日までに、第3準備書面を主張しました。

同書面では、種子法廃止法が憲法25条で保障された食料への権利を侵害するとともに、同廃止法制定後に制定された農業競争力強化支援法、及び種苗法の改正によりさらなる権利侵害が生じていることを述べました。

具体的には農業競争力強化支援法8条4号により、都道府県の有する種子に関する知見が民間事業者提供される事実、同3号により、都道府県の生産する銘柄が淘汰される事実、及び種苗法の改正により、登録品種の自家増殖が禁止された事実を主張しました。そして、種子法廃止のみならず、これらの規定の結果、都道府県が種子生産及び供給に関する事務から徹底し、民間事業者が代わって種子生産及び供給

を行うこと、その結果、グローバル企業がわが国の種子市場に参入し、食の安全、食料安定供給に多大なる不利益が生ずる危険性などを主張致しました。

- 2 被告からは準備書面（2）が提出されています。同書面では、原告らの主張する食料への権利が憲法上または法律上、具体的な権利として保障されていない、原告らの主張する同権利が漠然としており、外延が不明確である等々、主張されています。

原告らとしては、この書面に対して、次回期日までに反論致します。具体的には、食料への権利の内容について再度、整理して主張する予定です。

第2 原告らの今後の立証方針

- 1 現在、原告らの主張内容を裏付ける、法律学者の意見書の提出を準備しております。次回期日（本6月28日の期日の次の期日）を目途として提出する予定です。また、意見書提出ののち、次々回を目途として意見書に基づく原告らの追加主張を行う予定です。
- 2 また、次回期日までに、主要農作物の種子栽培の状況などをまとめたDVDを証拠として提出致します。

次回期日に法廷で上映していただきたく上申します。時間は10分程度を予定しております。

- 3 併せて、次々回期日以降に原告本人、証人の証拠調べの申請を行う予定です。

以上